

自治連合会表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会その他の各般にわたって、地域社会の振興に寄与し、また、住民の模範と認められる行為があった者を自治連合会が表彰し、もって地域社会活動の振興を促進することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 地域社会活動表彰は、次の各号の一に該当するもののうち功労顕著な者につき行う。

- (1) 自治会長3年以上
- (2) 自治会役員(自治会長・副自治会長・会計・監査)5年以上または協議員10年以上
- (3) 地域の振興および福祉の向上に寄与し、その功績顕著な者10年以上。
- (4) 住民の模範となるに足る善行のあった者または奇特定のあった者10年以上
- (5) 前各号に定める者のほか、地域のために功労顕著にして自治連合会が特に必要と認めた者
- (6) 前各号に定める対象者は、守山市表彰条例および守山市自治振興表彰規程により受賞された者を除く。ただし、表彰内容が異なる場合は該当するものとする。
- (7) 同条第1号から第3号に定める対象者は、表彰年度の前年度以前の在職者とし、現職は適用しない。

(表彰の時期および事務手続き)

第3条 表彰は、毎年行われる学区民のつどい等の諸行事の中で行う。

(表彰手続き)

第4条 自治会長の具申を学区長がまとめ、自治連合会に諮って決定する。

(表彰)

第5条 表彰は感謝状または表彰状および記念品を贈り、その事績を顕す。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、自治連合会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、平成7年度中において被表彰者に該当する者は、平成8年度の表彰対象とする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年度の表彰から適用する。

自治連合会表彰被表彰基準（第2条関係）

第3号 地域の振興および福祉の向上に寄与し、その功績顕著な者。

表彰基準 学区長、自治会長に任命された人で、委員等に10年以上在職されたこと、かつ地域においてリーダーシップを発揮され、地域振興および福祉向上に寄与された方。（H24 基準見直）

表彰例 まちづくり推進員等に10年以上在職されるとともに、自治会活動にまちづくり推進員等としての知識を積極的に生かされ、自治会においてその功績が顕著な方。まちづくり推進員等を長期間にわたり、在職されていたことだけでは対象外とする。

自衛消防隊は、出初式において自治振興表彰を受けることができるので表彰対象外とする。

第4号 住民の模範となるに足る善行のあった者または奇特定のあった者。

表彰基準 10年以上にわたり地道な行為を続けられ、地域に貢献された方で、他に表彰を受賞することができないもの。

表彰例 10年以上にわたり、ごみ集積所の清掃を毎日続けて、地域の環境美化に貢献した。

第5号 前各号に定める者のほか、地域のために功労顕著にして自治連合会が特に必要と認めた者。

表彰基準 期間にかかわらず、その功労が地域の活性化や守山市の名を広めたもの。

表彰例 地域の応援を受けながら、全国大会に出場し、優秀な成績を収めたもの。

地域の伝統文化の継承に貢献しているもの。（R2.8.4 基準見直）
※特筆すべき功労があるものを対象とし、地域の単なる同好会的なものについては表彰対象外とする。